

2016年4月11日

国立大学法人福岡教育大学
学長 櫻井 孝俊 殿

福岡教育大学教職員組合
執行委員長 鈴木 浩文



寺尾副学長職解任の要求

2016年3月18日付けで、寺尾前学長の辞職要求書、並びに貴職の学長職への就任辞退要求書を提出しておりましたが、寺尾前学長は任期を全うし、なおかつ、貴職が学長職に就任したことは誠に遺憾に思います。寺尾前学長が、「福岡教育大学不当労働行為救済申立事件」を引き起こし、2月9日付けで福岡県労働委員会より法人に対して「命令書」が交付されました。寺尾前学長は、自らの「不当労働行為」を真摯に反省するどころか、法人に費用を負担させ、中央労働委員会に再審査の申し立てを行うことで、自らの行為を正当化しようとしていることは、社会正義の観点からして到底許されません。

福岡県労働委員会の「命令書」に明らかのように、寺尾前学長が在任中一貫して、自らと意見を異にする者を大学運営の場から排除し、さらには、差別・弾圧を加えるような、独裁的・強権的姿勢で大学運営を行った事実に、弁解の余地はありません。このような行為は、今日の民主主義社会において決して認容されるはずではなく、まして自由な知的探究の場としての大学においては、絶対に受け入れられるはずがありません。今回の「不当労働行為」認定は、貴職が、労働者として当然保証されるべき我々の権利を無視し、排除と差別・弾圧を基調とする独裁的な経営によって我々を苦しめてきた事実を、高度な権威を有する公的機関が明確に断罪したものです。

全国の大学関係者はもとより、全国の労働者が注視する事件を引き起こした張本人を副学長に任命するという言語道断の非常識な人事により、九州の教員養成の拠点大学としての福岡教育大学の名声は地に落ち、教職員の働く意欲、ひいては学生の学ぶ意欲に深刻な影響が生じていると言わざるを得ません。

寺尾氏前学長自身が、学長在任中に教職員に対して行ってきた不適切な言動を誠実に反省し、即刻副学長職を辞するのが当然ですが、貴職におかれでは、福岡教育大学の労働環境を正常化し、我々教職員が、働きがいのある職場を取り戻せるよう、一刻も早く、寺尾副学長を解任するよう、ここに強く要致します。